

2024.05.10

設備投資税制が 活用できる期限

Q

お客様からのご質問

私は資本金2,000万円の建設会社(3月決算)の経営者です。
いつもコマツさんから設備を購入して、即時償却制度という優遇税制を活用しております。
この即時償却ができる優遇税制は、いつまで活用できるのでしょうか？適用期限を教えてください。

A

キド先生からの回答

結論から申し上げますと、即時償却制度が活用できる「中小企業経営強化税制」という優遇税制は、令和7年3月31日までの設備の取得まで活用できます。

- 1 この制度は「租税特別措置法」という法律で規定されており、適用期限が定められた「期限立法」です。
- 2 令和5年度の税制改正では、中小企業経営強化税制などの設備投資の優遇税制の適用期限が2年間延長されて、令和7年3月31日までとなっております。
- 3 これと同じように30%の特別償却が認められている「中小企業投資促進税制」の適用期限も同様の取り扱いとなっております。
- 4 令和7年3月31日の適用期限がどうなるかについては、令和7年度の税制改正で明らかになると思います。
- 5 コマツでは令和6年12月ごろに令和7年度の税制改正の動向をコマツカスタマーサポートのホームページ内にございます「経営戦略情報」にて、ご報告いたします。

キド先生からのコメント

優遇税制を上手に活用するためには、機械を期末までに稼働すること、税務申告書に特別償却(即時償却)の付表を添付することです。決算対策で活用する場合は顧問税理士とよく相談して、要件をすべてクリアしていることを必ず確認してください。

